



嬉野市地域コミュニティ基本方針

6. 地域コミュニティの組織

6. 地域コミュニティの組織

小学校区を範囲とする新たな地域自治組織としての各地域コミュニティが具体的な事業活動を行うには、それぞれの地域にあった独自の組織が必要です。ここでは、先進地域の事例をもとに地域コミュニティ組織の基本的なモデルを提示します。

1) 地域コミュニティ運営協議会

地域コミュニティの住民が、総意に基づいて連帯協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化を図るために、地域コミュニティ運営協議会を設置します。

(1) 協議会の役員

協議会に以下の役員を置きます。

会長(1名)、副会長(3名)、事務局長(1名)、区長会長(1名)、部会長(5名)、会計(1名)、監事(2名)、相談役(若干名)。

(2) 協議会で行なう会議

地域コミュニティの運営を円滑に進めるために、総会、運営委員会、役員会、区長会、部会、広報委員会の各会議を設置します。

総会は、最高の決議機関で各区より選出された代議員で構成し、年1回開催します。

運営委員会は、各組織から選出された委員で構成し、年4回開催します。協議会事業の企画・立案、総会協議事項等について協議し、決定します。なお、ここでいう各組織とは、区長会、自治公民館連合会、老人会、婦人会、子ども会、PTA、消防団、スポーツ団体、NPO、ボランティア団体、その他団体を指します。

役員会は、執行機関で、幹事、相談役を除く役員で構成し、原則として毎月開催します。

部会として、公民館活動、青少年育成、健康福祉、環境整備、地域づくりの5つの部会を設置します。各部会は関係する各種団体で構成され、年間の事業計画・予算書を作成し、それに基づいて各種事業・活動を行ないます。なお、各部会の活動は行政区(小エリア)における活動と校区(中エリア)における活動の両方を含むものとします。

区長会は、地域コミュニティ内の各行政区の区長で構成し、協議会が市から受けた市政に関する業務のうち、当該行政区に関する業務を担当するとともに、協議会の円滑な運営及び施策の推進に努めます。



嬉野市地域コミュニティ基本方針

6. 地域コミュニティの組織

広報委員会は、各部会、各種団体、区長会の中から選任された委員と専門委員で組織し、ミニコミ紙の発行やホームページ開設・運営等により、定期的に地域コミュニティの活動を地域住民に広報し、啓発を行います。

(3) 事務局

協議会の事務を処理するために、地域コミュニティセンター内に事務局を置きます。
事務局に事務局長と事務局員を配置します。

2) 部会の活動

公民館活動部会：

自治公民館活動、男女共同参画推進、生涯学習、趣味・娯楽、講座・講演会開催等の事業・活動を行う部会で、自治公民館を中心に関係する諸団体で構成されます。

青少年育成部会：

青少年育成、子ども会活動推進、地区内パトロール、子育て支援等の事業・活動を行う部会で、区長会、青少年指導委員会、子ども会、PTA、婦人会、民生委員・児童委員協議会、自治公民館主事NPO等で構成されます。

健康福祉部会：

高齢者福祉、障害者福祉、健康づくり等の事業を行う部会で、老人クラブ、婦人会、福祉会、民生委員、食生活改善推進協議会NPO等で構成されます。

環境整備部会：

地区内一斉清掃、ゴミ減量・分別回収、環境保全、花いっぱい運動、公害対策、地域内防災活動、交通安全、防犯対策等の事業を行う部会で、区長会、婦人会、消防団、スポーツ団体NPO等で構成されます。

地域づくり部会：

地域産業振興、まちづくり(むらおこし)、特産品開発、イベントの企画・実施等の事業を行う部会で、区長会、農業団体、商工会、老人クラブ、NPO等で構成されます。

3) まちづくり計画の策定

10年後、20年後の地域のまちづくりに関する計画を策定するために「まちづくり計画策定委員会」を組織します。委員会では、地域住民が主体となり、地域の将来像を考え、その実現のために「目標」と「事



嬉野市地域コミュニティ基本方針

6. 地域コミュニティの組織

業計画」を策定します。それぞれの家庭でできるもの、地域でできるものについては地域内で年次計画をつくり、できるものから逐次実施し、地域でできないものについては市の担当課で事業化を図り、市の様々な計画に反映させていきます。

4) 予算

協議会を運営するために必要な経費は、負担金、交付金、補助金、委託料、利用料、寄付金及びその他の収入をもってあてます。

- ・負担金:当該地域コミュニティの住民全戸が負担するお金です。
- ・交付金:市各担当課から各団体、各自治会に対して交付してきた各種補助金を統合したもので、用途を限定しない金として各コミュニティに対して一括交付します。
- ・補助金:国や県、市の各種補助事業への申請に基づいて補助される資金です。
- ・委託料:コミュニティセンターの管理料(事務局人件費、光熱水費、管理・保守・点検費)で、市が負担します。
- ・利用料:センターの施設の利用料金の収入です。
- ・寄付金:個人及び民間団体等からの善意にもとづく資金です。
- ・その他

5) 地域コミュニティセンターの設置

(1) 住民自治活動の拠点

地域コミュニティの拠点施設として、協議会が自由に使用できる「地域コミュニティセンター」を配置します。

但し、この施設については、建物ありきではなく、まず活発な地域活動により必要性が認められて検討を開始するような慎重性が求められます。

(2) 地域コミュニティセンターの機能

地域コミュニティセンターには次の4つの機能があります。

① コミュニティ活動(地域づくり)の拠点

協議会の事務局を置き、各種会議や運営・活動、情報発信の拠点として活用します。



嬉野市地域コミュニティ基本方針

6. 地域コミュニティの組織

②地域住民の交流の場

地域住民が自由に交流する場として利用することができます。

③生涯学習の拠点

地域レベルにおける生涯学習の拠点として、各種講座・教室が開設されます。

④行政サービスの拠点(ミニ市役所)

市の職員が常駐し、地域の住民の要望・苦情・相談などに身近な存在として対応し、コミュニティ活動を支援します。

・住民票や印鑑証明の発行など、身近な行政サービスを提供します。

・本所では、地域の要望について常駐する職員との密な連絡を図るとともに、これらの要望等を受け付ける窓口となるコミュニティ担当部門を通すことで、迅速かつ適切な対応を行えるようにします。

6) 市役所内の推進体制(行政側の対応)

(1) 市の援助体制の充実

・コミュニティセンターに市の総合窓口を設置し、職員(総合職員)を配置します。

・地域の要望などの窓口を地域振興課(コミュニティ担当部門)に一本化するとともに、センター駐在のコミュニティ担当者との密な連絡により、迅速、適切な対応をはかります。

(2) 職員の一市民としてのコミュニティ活動への積極的な参加

全ての市職員をいずれかの地域コミュニティの担当とし、一市民として各種行事やコミュニティ活動への積極的な参加を促します。

(3) 市との役割分担

将来的には、本庁の業務を全域に関わる業務(企画、法令、財政等)に限定することでスリム化(専門職員を配置)し、コミュニティで出来る業務はコミュニティに移します。

但し、行政が行なっている業務を地域コミュニティに押し付けるのではなく、住民本位の立場から、行政のすべての事業を公開し、誰がすればよいのかという議論を踏まえて行ないます。



嬉野市地域コミュニティ基本方針

7. 推進体制について

7. 推進体制について

概ね、以下のような推進方策が想定されますが、実行に移すには、予算措置と実施体制づくりが必要となります。

(1) 現在の「地域コミュニティ審議会」を「地域コミュニティ推進協議会(仮称)」に衣替えし、地域コミュニティづくりを推進するための具体的な手順を策定するとともに、実施の過程で新たに発生した課題等に柔軟な対処を行います。

差当たり行うこととして次のことがあります。

- ・啓発リーフレット監修
- ・「推進計画」の策定
- ・市と合同による啓発活動(Q&Aの作成)

(2) 担当課内に事務局を置く、各課横断的な職員による推進部隊「地域コミュニティ庁内検討委員会(仮称)」を組織し、次の業務を行います。

- ・市の全職員への「基本指針」を周知徹底するための措置
- ・「推進計画」の資料作成
- ・地域説明会の実施
- ・CSO(市民社会組織)との協議

(3) 以下の手順で具体的取り組みに着手します。

【初年度】

市民への啓発の為に地域説明会を開催するとともに、モデル地域を設定して先行的に事業を開始します。

- ・まず、旧町毎に区長、団体組織の長を対象にした説明会を開催します。
- ・次いで、校区毎に区長や各種団体の代表者を対象にした説明会を開催します。
- ・地域コミュニティのエリアの自主的な設定を行います。
- ・モデル地区を1地区選び、「はじめの一步事業」に着手します。
- ・次年度に「はじめの一步事業」に取り組む地域を選定します。



嬉野市地域コミュニティ基本方針

7. 推進体制について

【二年目以降】

概ね1年に2つの地域コミュニティを選んで逐次、以下の事業を推進します。

◆第1ステップ「はじめの一歩事業」

- ・ 区長会、自治会、団体単位で説明会を開催します。
- ・ 各組織で協議を行い、準備委員会委員を選出していただきます。
- ・ 各組織から選出された委員により「地域コミュニティ運営協議会」準備委員会を組織し、協議会の組織づくりと規約の整備、広報活動を行います。

◆第2ステップ「コミュニティ運営協議会」の設立

・本格的活動開始

年度ごとに策定された事業計画に基づいて、部会活動を中心に各種の地域コミュニティ活動を開始します。

◆第3ステップ「まちづくり計画策定委員会」の設置

運営協議会を核とした地域コミュニティ活動の開始後、1～2年を目途に、まちづくり計画策定委員会を設置し、当該地域の歴史や自然、文化を活かした将来構想づくりを住民総参加のもとで行い、「まちづくり計画」として策定します。

◆第4ステップ 「コミュニティセンター」の整備

運営協議会を始めとする地域コミュニティ活動は、発足時より暫くは既存の地区公民館その他の公共施設を利用して行いますが、活動が活発化した地域から順次、拠点施設として「地域コミュニティセンター」を開設(新築もしくは他施設の用途変更)します。

◆第5ステップ 「地域コミュニティ連絡協議会」(旧町毎)の設置

旧嬉野町、旧塩田町毎に地域コミュニティ連絡協議会を設置し、旧町単位の諸問題について協議し、個性ある地域づくりを推進します。